本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五六号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二三号）の施行期日は、令和四年三月一七日とすることとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五七号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の師団の編成を改めることとした。（第一〇条関係）

2　自衛隊指揮通信システム隊を廃止し、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊サイバー防衛隊を新設するとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第三〇条の一八及び第三〇条の一九関係）

3　自衛隊大湊病院、自衛隊三沢病院、自衛隊岐阜病院、自衛隊舞鶴病院、自衛隊佐世保病院及び自衛隊別府病院を廃止し、並びに自衛隊入間病院を新設することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第四四条及び第四七条関係）

4　自衛隊病院の改編に伴い、南別府駐屯地を廃止するとともに、南那覇駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めることとした。（別表第七関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　自衛隊病院の改編に伴い、宿日直手当の支給対象となる職員の勤務場所に係る規定を改めることとした。（第一一条関係）

2　自衛隊サイバー防衛隊を新設することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職及びその種別を改めることとした。（別表第三関係）

3　自衛隊病院の改編に伴い、夜間看護等手当の支給対象となる職員の勤務場所に係る規定を改めることとした。（附則第七項及び別表第五関係）

三　施行期日

この政令は、令和四年三月一七日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五八号）（財務省）

1　沖縄復帰五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、一、〇〇〇円の貨幣は五万枚、一万円の貨幣は二万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣の価額を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一三万九、五四六円、一、〇〇〇円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一万六三七円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十六号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年三月十七日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
防衛大臣　岸　信夫

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十七号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び第三十条、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項並びに同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項及び第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　即応機動連隊一、普通科連隊二、戦車連隊一、特科連隊一及び高射特科大隊一

第十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　普通科連隊三、特科隊一、偵察戦闘大隊一及び高射特科大隊一

第三十条の十八の見出しを「（自衛隊サイバー防衛隊）」に改め、同条第一項中「自衛隊指揮通信システム隊」を「自衛隊サイバー防衛隊」に改め、同条第二項中「自衛隊指揮通信システム隊は、自衛隊指揮通信システム隊本部」を「自衛隊サイバー防衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊本部」に改める。